

新 城 市 議 会

厚 生 文 教 委 員 会

平成30年3月12日（月曜日）

厚生文教委員会

日時 平成30年3月12日（月曜日）午後1時30分 開会
場所 委員会室

本日の委員会に付した事件

1 議案の審査

第9号議案	「質疑・討論・採決」
第10号議案	「質疑・討論・採決」
第11号議案	「質疑・討論・採決」
第12号議案	「質疑・討論・採決」
第13号議案	「質疑・討論・採決」
第14号議案	「質疑・討論・採決」
第15号議案	「質疑・討論・採決」
第16号議案	「質疑・討論・採決」
第17号議案	「質疑・討論・採決」

出席委員（6名）

委員長	山崎祐一	副委員長	中西宏彰	
委員	齊藤竜也	鈴木長良	浅尾洋平	滝川健司
議長	丸山隆弘			

欠席委員 なし

傍聴者 1名

説明のために出席した者

市民環境部、健康福祉部、市民病院の副課長以上の職員

事務局出席者

議会事務局長 西尾泰昭 次長兼課長 金田明浩 書記 菅谷亜実

開 会 午後 1 時30分

○山崎祐一委員長 ただいまから、厚生文教委員会を開会します。

本日は、9日の本会議において、本委員会に付託されました第9号議案から第17号議案までについて、審査します。

審査は説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

第9号議案 新城市印鑑の登録及び証明に関する条例及び新城市手数料条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 それでは、質疑をさせていただきますと思います。

今議題になっています第9号議案ですが、この議案というのは、簡単に言いますとマイナンバーカードを利用してコンビニに設置された多機能の端末機で印鑑証明の登録証が発行できるようになるという状況に基づいて開始するという理解をしております。

いわゆるマイナンバーカードというのは、御承知のとおり12桁の数字で、身分証明書ということにもなるんですが、こうしたことでコンビニ等の端末機で接続するというふうなことが追加されていけば、マイナンバーカードというのは広く利用されていく可能性があるのかどうかというのを伺いたいと思います。

○山崎祐一委員長 長屋市民課長。

○長屋靖子市民課長 御質疑、ありがとうございます。

今の、ごめんなさい。逆質疑になって申しわけないんですが、これから広がっていくかということなんですけれども、印鑑証明書だけではなく住民票や戸籍にもということではなかったでしょうか。

〔「はい、そうです」と呼ぶ者あり〕

○長屋靖子市民課長 今回出させていただいた条例が、印鑑登録証明書のみ条例として管

理をしているものですからこういった形で出させていただいておりますけれども、始めますコンビニ交付につきましては、住民票の世帯全員及び一部の証明書の写し、それから戸籍の証明書、謄本もしくは抄本、そして印鑑登録証明書と戸籍の附票という形で、この4種類の発行を予定しております。

今後につきましては、もしまたほかの証明書もと発展することが考えられますけれども、まず当初はその4種類で始める予定でございます。

○山崎祐一委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 ありがとうございます。

本議案は印鑑の証明書だけだよというところでありました。ほかにも4種類、戸籍抄本とかそういったことも加わっておりますけどということだったと思うんですが。

今、現時点での新城市でのマイナンバーカードの普及状況というのは、いま一度確認させていただきたいんですが、何%ぐらいだということでありましょか、伺いたいと思います。

○山崎祐一委員長 長屋市民課長。

○長屋靖子市民課長 1月末現在、申請が10.17%、そして交付率としまして8.42%となっております。枚数で言いますと4,875枚ということで決して多い数字ではありませんけれども、コンビニ交付に向けてふやしていきたいと思っております。

○山崎祐一委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 ありがとうございます。

8.4%という形で、4,800枚ぐらいに今は交付されてるよという状況だったと思います。

私自身は、これまでもこのマイナンバーカード制度の危険性というのはる指摘をしてきたんですが、今回こういった形でコンビニ交付がきて、こういったカードを持っていて端末機で交付するという状況になると思うんですが、こういう形でマイナンバーカードを持ち歩いて、外に出て行ってATMみたい

な形でカードの使い方が広がっていくということだと思っておりますが、こうなってくると、盗難とか、なりすましとかそういった犯罪の状況にリスクが高まるんじゃないかなというところで、個人情報の流出、ここに大変私自身は危惧しております、そういったことが今後起こらないかどうかっていうのをお聞きしたいのと、最近の事例では、神奈川県横浜市鶴見区で戸籍課の室内で、交付前のマイナンバーカード78枚がとられてしまって、またパソコンも1台とられたという事例があります。

そういう中で、警察に情報を調査のために提供したということなんですが、やっぱり市民の大事な個人情報が、そういう形で、これは横浜市の状況だったんですけど、行政側の失念をしてしまったというところで、警察に提供しなくてもよかった情報を提供していくということで、多大な市民に影響があると思っておりますが、そういった中でこういったカードが利用されて、使いよくなることは私は大変いいとは思っておりますが、そういう中で逆の認識としてそういった犯罪が起こるリスクが高まるのではないかと考えておるんですが、そういった認識、市のほうではどういうふうな考えをしているのか、伺いたいと思います。

○山崎祐一委員長 長屋市民課長。

○長屋靖子市民課長 ありがとうございます。

やはり、個人情報につきましては、私どもも大変懸念しているところでございますけれども、ただこのマイナンバーカードの場合、個人が管理をしてくれるというところで、利用者本人が交付まで全ての手続を行うことで他人の目に触れることなく個人情報が記載された証明書を取得できるという部分では、個人情報の保護につながっていくのではないかと考えております。

確かに、カードの紛失等今現在でもないことはないのですが、心配はしますけれども、やはりマイナンバーカードが定着することで大切

なものであるという認識を個々に持ってもらうことが大切ではないかと思っております。

○山崎祐一委員長 ほかに質疑はありませんか。

鈴木委員。

○鈴木長良委員 先ほどの本会議質疑の中でも、長田議員への答弁にもあったと思うんですけども、1つ確認でお伺いしたいのが、このコンビニエンスストアなんかでそういった交付が可能な時間帯、もう一度、確認の意味で教えてください。

○山崎祐一委員長 長屋市民課長。

○長屋靖子市民課長 朝の6時半から夜11時までが交付可能時間帯となります。年末年始、12月29日から1月3日につきましては休業となりますけれども、ほかにはメンテナンス等でふぐあいが無い限りは年中無休となります。

○鈴木長良委員 ありがとうございます。

○山崎祐一委員長 ほかに質疑はありませんか。

滝川委員。

○滝川健司委員 先ほど、カードの現在4,875枚ということですが、このうち電子証明付きカードというのは大体何枚ぐらい発行されているんですか。

○山崎祐一委員長 長屋市民課長。

○長屋靖子市民課長 名前入りがついているかということですが、ごめんなさい、ちょっと詳しい数字はもってないんですけども、大体この交付されたカードの5%ぐらいが、あえてその電子証明書をつけないという申請をされているように、手続というか申請されて返ってきたカードを処理しながら感じているところです。

○山崎祐一委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 正確な数字はいいですけど、じゃあ5%近くの方はカードを持っているけど機能が使えない。だけど、追加でこの証明を申請すればそれは無料ですぐできるということですか。

○山崎祐一委員長 長屋市民課長。

○長屋靖子市民課長 市民課でこの機能をつけることができます。ただ、ごめんなさい、ちょっと今、それが最初であれば200円無料だと認識しております。

○山崎祐一委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 追加でつけると有料。

○山崎祐一委員長 長屋市民課長。

○長屋靖子市民課長 基本200円なんですけれども、最初につけてない方がつけるときは、最初という扱いになりますので200円が無料になります。

○山崎祐一委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 この普及率だと、確かに利便性は向上すると思うんですが、休日土曜日夜間もコンビニで発行できる機会ができる。現在、今新城市のほうは土曜日とか休日窓口はやってますよね。それのどの程度そういった利用客があって、要するにこちらのカードとその機能が広く広がれば、土日休日の窓口を閉鎖するのか、どんな普及率になってもそれは継続するのか、その辺はどういうふうに考えてこの機能というのをやろうとしているのか。

○山崎祐一委員長 長屋市民課長。

○長屋靖子市民課長 まだ検討中ということではございますけれども、ただ、今、本庁でのみやっております夜間の窓口につきましては、午後の5時15分から6時までという何となく中途半端な時間になっておりますので、これはいいのかなとは思っておりますが、土曜日午前中にやっております土曜窓口につきましては、印鑑の登録ですとか、除票、除籍ですね、そちらの交付もできるものですから、ちょっとまだ検討の途中というところで御認識いただければと思います。

○山崎祐一委員長 ほかに質疑はありませんか。

齊藤委員。

○齊藤達也委員 本会議でもあったと思うん

ですけど、ある程度決められたコンビニエンスストアのお店の中の端末ということなんですけど、それはそういう決まりがあるんですか。要は、そこの指定されたコンビニ以外は設置できないんですか。

○山崎祐一委員長 長屋市民課長。

○長屋靖子市民課長 ありがとうございます。

多機能端末機を設置した事業者が、J-L I Sのほうに登録申請をされます。そうすると、今度こちらサイド、各自治体としては、その事業所を選ぶか選ばないか、そういったことになりますので、全国のどこでもとれるようにしたほうが便利かと思っておりますので、特にこだわりなくうちとしては業者さんを選択していきませんが、ただ、設置してはいけないというところは特にありませんので、ほんとに今Aコープで設置している県もありますし、後は小さい全国展開してないようなコンビニに設置されているところもありますので、これからはそういったマルチコピー機を置いて、顧客の集客を募るところがふえてくるのではないかと予想しております。

○山崎祐一委員長 齊藤委員。

○齊藤達也委員 私が住んでいる地区もコンビニがなくて、コンビニ行くぐらいたら役所へ行くんですけども、Aコープとかあるんで、そういったところに設置できるようなもし検討材料としてあるのであれば、ぜひ進めていただきたいなというのと、やっぱり若い世代が、多分そういった簡単にやれるというところを望んでいると思うので、広く進めていただければいいかなと思います

○山崎祐一委員長 長屋市民課長。

○長屋靖子市民課長 答弁になるのかどうか分からないんですけども、本会議でも確かに部長が申し上げたとおりなんですけど、やはり1台置くのについてかなりの金額もかかってしまうものですから、今後の検討材料として御意見いただきたいと思っております。ありがとうございます。

○山崎祐一委員長 ほかに質疑はありませんか。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 質疑を聞いてちょっと思ったんですけど、本会議でも質疑があったんですが、イメージとして教えていただきたいんですが、この印鑑登録書を出すときに、まず電子機器が入ってカードを持って行って、多機能のところへ行って引き出すというイメージではあるんですけど、本会議でも言ってましたように、例えば書類の中に、代理人がやってくるというふうな書類とかも中にはあるという質疑だったかと思うんですが、そういったものは今回どういうふうな形で理解をして、処理ができるのか、できないのかということ、わかったら教えていただきたいと思えます。

○山崎祐一委員長 長屋市民課長。

○長屋靖子市民課長 マイナンバーカードが基本本人が持っているものだという認識の中でお答えさせていただきますけれども、御本人の属する世帯、住所が一緒であっても世帯が別だと出ないんですけれども、同一世帯員の住民票はとることができます。

ただし、同一世帯であっても、死亡だとか転出で除かれた住民票となった方については交付ができません。

また、戸籍につきましては、今そのマイナンバーカードを持っている人の在籍している戸籍、要は筆頭者がいて、配偶者がいて、子供さんいますね。そうすると、その戸籍はとれるんですけども、結婚して除かれてしまった子供さんが、その親御さんの戸籍をとろうと思ってもとれないです。

そんな感じで、一応御自身が在籍する戸籍、そして同じ世帯の住民票、印鑑登録につきましてはマイナンバーカード御本人のみと、そういう形になります。

○山崎祐一委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○山崎祐一委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 それでは、第9号議案の討論に入らせていただきます。

日本共産党の浅尾洋平です。

私は反対の立場から討論をさせていただきます。

私は、政府が進めた2015年のこのマイナンバーカード制度の本質が国民の税、また社会保障に関する情報を一括して管理をし、その情報をもとに社会保障費、これを大きく削減をしていくための道具ではないかと考えて批判をしてきました。

私は、いまだ国民全体にこのマイナンバーカードが広く十分に普及しているとは言えず、その利便性も感じられずにいるというのが、市民の声を聞きながら正直なところだと感じております。

一方、国民一人一人に割り当てられたこの番号は、大変重要な個人情報の収集と密接につながっていると考えています。ですから、行政からや、また個人からの紛失等々で、流出事件が後をたちません。

よって、この議案のようなコンビニ等で安易に印鑑証明書など取れるようにするシステムに至るまでには、まだ不安や危惧の声が残されていると申し上げて、反対の討論いたします。

以上です。

○山崎祐一委員長 ほかに討論はありませんか。

鈴木委員。

○鈴木長良委員 今回、賛成の立場で討論させていただきます。

私もちょっと前までは普通の会社勤めをしておったわけなんですけども、会社勤めなん

かをしておりますと、なかなかウィークデーの日中に市役所に出向くことができない、こんなケースが多々あります。

場合によっては、手続の状況、また書類の納期によってどうしても期限に間に合わせなければならなくて、会社を休んだり、早退をしたり、また遅刻をしなければならない、こんなケースも考えられます。

確かに紛失の恐れというのは、これ否めない部分もあるわけでございますけども、自動車運転免許証なんかも、これはきちっと個人で管理をされておるわけでありまして、今回のこの条例改正により、身近なコンビニエンスストアで6時30分から23時まで交付が可能になれば、大きな市民サービスの向上につながる事となって、あわせてマイナンバーカードの普及率の向上にもつながっていくんだろうと考えるところから、賛成をする立場でございます。

また、今年の3月定例会でコンビニ交付に関する事業について、この平成29年度予算において平成29年度から平成30年度にかけて、債務負担行為としても既に可決をされておりますので、その立場からもこの第9号議案については、賛成をいたします。

以上です。

○山崎祐一委員長 ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○山崎祐一委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第9号議案を採決します。

賛否両論ありますので、起立により採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○山崎祐一委員長 起立多数と認めます。

よって、第9号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第10号議案 新城市しんしろ斎苑の設置及び管理に関する条例及び新城市壺きゅう自動車の設置及び管理に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 それでは、質疑をさせていただきます。

この議案は、このしんしろ斎苑におさめまず御遺体の火葬と火葬に至るまでの料金の改定に要する内容の改定になるということだと思いますが、いま一度、その改定に至る経緯と、あと市内、市外を決めるという基準について、簡単にでも伺いたいと思います。

○山崎祐一委員長 佐々木生活環境課長。

○佐々木敏宏生活環境課長 今回は、市内の取り扱いの適用範囲を広げるということで、現在は現行死亡者の住所が市内である者が市内適用なんですけど、今回の改正により申請者の住所、死亡者の本籍及び住所のうちいずれかが市内なら市内料金適用と拡大します。

今、料金については、市内と市外について格差がありますので、なかなかひとり暮らしのお年寄りが亡くなった、また亡くなる際に、どうしても施設のあきがなくして市外に転出せざるを得なくなったと。長年ずっと新城に住んで、住民票もあつたんだけど、亡くなったときは市外だったということで、今ですと市外の取り扱いになっているんですけど、今後はそういった方の取り扱いが市内適用になる率が高くなると思っておりますので、その辺をほかの市の状況も聞きながら改正に至ったというのが経緯でございます。

○山崎祐一委員長 ほかに質疑はありませんか。

鈴木委員。

○鈴木長良委員 ちょっと細かいことかもしれませんが、言葉の言い回しで、「認めた」を「認める」に文章を変えられておりま

すけども、この辺の意図を教えてくださいませんか。

○山崎祐一委員長 佐々木生活環境課長。

○佐々木敏宏生活環境課長 表現について、行政課の法務係というのがあるんですが、そこと相談しまして変えております。

意味合いでいくと、認めたよりも認めるのほうがいいのではないかとということしておりますが、その辺は細かな説明がうまくできなくていけないですが、いろんな条例の成り立ちのときに、そういった統一を認めたいなところもありますし、認めるなところもあるので、極力何かの改正の際に合わせて変えていくという形をとっておりますので、よろしくをお願いします。

○山崎祐一委員長 鈴木委員。

○鈴木長良委員 別表の第7条関係のところの表の中、記載の仕方なんですけども、旧のほうを見ますと、「死産児及び人体の一部」ということでこういう記載になっておるんですけども、新のほうだと、「死産児1体につき」と「生体分離肢体1件につき」と2つの項目を分けられとるんですけども、この辺のまず理由をお聞かせください。

○山崎祐一委員長 佐々木生活環境課長。

○佐々木敏宏生活環境課長 今は、死産児と人体の一部というのが同じ扱いに、一緒の表の中というか、表の細かな部分が一緒になっていますが、今度は取り扱いとすると別になるものですから、明確になるようにということで分けております。

人体も、正式には生体分離肢体というほうがいいのかということで、人体の一部という表現もそういうふうに変えております。

あわせて、産汚物の件もそういうふうに変えております。

○山崎祐一委員長 ほかに質疑はありますか。

[発言する者なし]

○山崎祐一委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

[発言する者なし]

○山崎祐一委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第10号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○山崎祐一委員長 異議なしと認めます。

よって第10号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第11号議案 東三河広域連合への介護保険の保険者の統合に伴う関係条例の整備に関する条例の制定を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 それでは、議題になっております第11号議案の広域連合の質疑をさせていただきますと思います。

この議案の内容は、本市の介護保険事業を東三河広域連合の事業に統一されるという意味合いの条例の改廃だと思っておりますが、そもそもこの介護保険事業を東三河広域連合の事業に統一するに至る主な理由と経緯を、簡単にですが伺いたいと思います。

○山崎祐一委員長 栗田福祉介護課参事。

○栗田真文福祉介護課参事 介護保険制度につきましては、高齢者を支える制度として大分定着はしてきておりますが、やはり最近言われます急激な高齢化の進展、そういったもので介護給付費は大変増加をしております。

本市におきましても、そちらの増加についてはしている状況でございますが、そういったところを財政基盤の安定化、そういったところも全体で行うということによって、8市町村が一緒になることによって図れるということをおもっております。

それと、あともう1つ言われておりますのが、介護現場を支える人材の不足ですね。そういったことも大きな課題となっておりますので、そういうことに対してのさまざまな事業、取り組みというものも広域化になることによって、事業の展開が図れるのではないかとこのことが言えるかと思えます。

○山崎祐一委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 ありがとうございます。

急激な社会情勢、少子高齢化の波があつて、全体で財政基盤の安定も含めて介護保険を支えていこうという意味合いで進めていくということだと思えます。

そこで、いま一度ちょっとお聞かせいただきたいんですが、本市のこの条例によつてですけど、本市に今まであつた高齢者の保健福祉計画策定委員会の委員や、介護保険事業運営協議会委員などが廃止されていくと考えられるんですが、それまで今あつたそういったものの委員会、その代替の協議会とか、委員会というのは今後どうなっていくのか、どうしていくのかというのを改めて伺いたいと思えます。

○山崎祐一委員長 栗田福祉介護課参事。

○栗田真文福祉介護課参事 条例の廃止の中で、介護保険事業の運営協議会と高齢者福祉の策定委員会の条例の廃止があるかと思えますが、まず介護保険運営協議会でございますが、そちらは保険者で行うことになってまいりますので、広域連合でそちらのほう要綱を制定しながら行っていくということになります。

もう1つの高齢者福祉の策定委員会でございますが、こちらは2つに分かれまして、今までは介護保険事業の計画と、それと高齢者福祉計画の2つが一緒になったものということでやっておりましたが、介護保険事業計画は保険者である広域連合で策定をしておりますので、新城市におきましては、老人福祉法に基づく高齢者福祉計画のみを策定してく

ことになります。

今回この条例は廃止をいたしますが、要綱として高齢者福祉計画の策定委員会というものは行っていきたいと考えております。

○山崎祐一委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 わかりました。それぞれ、広域連合に振り分けていくというところで、一部は新城市が引き続きやっていくというような答弁だったと思えます。ありがとうございます。

ちょっとそもそも論のところでお聞きしたいんですが、そういう財政の基盤安定のために広域連合に介護保険を導入していこうというところなんですが、調べますと、導入するときこの介護保険の経費の増減の見込みということで、スケールメリットがこの介護保険にすれば10年間で、全体のスケールメリットなんですが、32億円削減をするというところのうたい文句で導入をしたと考えておりますが、そこで今回この介護保険の事業統一化をして実の計算としてはじき出されていったということであると思うんですが、始めのこの導入のときには新城では恐らく10年間で6億円削減するというメリットがあるよということだったんだと思われるんです。

そこで、最新の資料によりますと、全体のスケールメリットというのは32億円というものが、29億円という形でやや縮小になっていると聞いておりますが、新城でいうとこの1年間のスケールメリット、当初の見込みと現在の増減というのはどういった形になっているのか、わかれば教えてほしいと思えます。

○山崎祐一委員長 栗田福祉介護課参事。

○栗田真文福祉介護課参事 言われるとおり、32億円から29億円ということで発表がされておりますが、済みません、その中で新城市だけという資料が今現在手元にないものですから、また確認はさせていただきます。

全体の中でいいますと、やはり人件費の効果といたしまして19億8,500万円、それと事

務費で6億6,500万円、そして大きなものといえますと、新城市のほうでやはり介護保険システムの回収費の効果ですね、1つになることによって、今まで8市町村が行っていた回収というものが一本になる。システムが統一化されますので、そういったところもございまして、あと先ほど言いました介護保険事業計画の作成費ですね、そちらの策定委員会も1本になり、計画も8市町村で1本という形で行っていきますので、そちらの削減も大きいかと思えます。

○山崎祐一委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 詳しくありがとうございます。

1点、確認ですけど、じゃあ今の段階で、これは平成26年の5月12日に総合特別委員会でもらった資料ではあるんですが、こういった現時点での各市町村の豊川、豊橋、いろいろこのぐらい削減できたよとかできなかったよというのは、まだ示されていないという形でもよろしいですか。

○山崎祐一委員長 栗田福祉介護課参事。

○栗田真文福祉介護課参事 済みません、事務局のほうには手元でございます。確認はさせていただきます。

○山崎祐一委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○山崎祐一委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。討論はありますか。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 それでは、今議題になっております第11号議案の東三河広域連合への介護保険の保険者の統合に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、反対の立場で意見を述べさせていただきたいと思えます。

日本共産党の浅尾洋平です。

この議案は、本市の介護保険事業を東三河

広域連合の事業に統一させるという条例の改廃であるということでありました。

私は、昨年12月定例会で、広域連合の規約変更の議案に対し、介護保険事業の移管による市の負担額、従来と今後の費用額の比較、介護サービスの低下はないのかなどなど質疑をさせていただきました。

しかし、全体的な答弁としては、「まだはっきりとわからない。また、今後の推移を見守る」という回答だったと思います。今回の本市の条例そのものの改廃は、今後の本市の介護サービスがどうなっていくのかわからない状況であり、また各自治体に合わせて、今よりもきめ細かいサービスの充実につながる確約がないという状況で行われるものであり、私は反対せざるを得ません。

東三河広域連合は1つといっても、面積も人口も風土も状況もそれぞれ違う各自治体でありまして、そのまちに合った介護サービスを柔軟に、またスピーディーに打ち出さなければならない、また間に合わない社会になることが予測されております。

その中で、一律の料金と一律の介護サービスの広域連合で、きめ細かい各自治体に合った対応が今よりもできなくなるのではないかと危惧をされております。

私は、私たち自治体の役割が、市民の皆さんの福祉増進であることを肝に銘じ、今懸命に介護をされている市民の皆さんや事業者の皆さんの立場に立って、じっくり考えてみる必要があると訴えて、反対討論といたします。

以上です。

○山崎祐一委員長 ほかに討論はありませんか。

鈴木委員。

○鈴木長良委員 この第11号議案につきまして、賛成の立場で討論させていただきます。

この議案は、平成30年4月、この4月からいよいよ開始をされます東三河広域連合による介護保険者統合により、東三河8市町村の

保険者が1つに統合されることにより、各市町村の介護保険者の立場が変わることに伴い、これまで市が保険者として行っていた例規の整備を行うものであると認識をしております。

東三河広域連合での介護保険者統合によって、介護基盤が安定をし、安定的な財政基盤が構築されることが期待をされますし、また介護保険事務の共同処理によって事務の効率化が図られますので、市行政の負担も大きく軽減をされ、より質の高い介護サービスの提供ができるようになると考えます。

また、先ほど答弁にもありましたように、これまで市単独でなかなか実施困難であった介護人材の確保なんかも、これから広域連合としての独自性の中で行うことによって、また今回のこの4月からのスタートに伴い、東三河が1つになってより質の高い介護サービスの提供、これに向けて構成の8市町村で取り組んでいくということだと思っておりますので、これからの市民サービスという点でも、大きく改善をされていくだろうと思っております。

そういう立場で、この第11号議案については賛成をいたします。

以上です。

○山崎祐一委員長 ほかに討論はありませんか。

[発言する者なし]

○山崎祐一委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第11号議案を採決します。

賛否両論ありますので、起立により採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに賛成の委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○山崎祐一委員長 起立多数と認めます。

よって、第11号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第12号議案 新城市母子家庭等医療費の支給に関する条例等の一部改正を議題と

します。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○山崎祐一委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

[発言する者なし]

○山崎祐一委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第12号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○山崎祐一委員長 異議なしと認めます。

よって第12号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第13号議案 新城市国民健康保険条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 それでは、議題になっております第13号議案 新城市国民健康保険条例の一部改正について、質疑をさせていただきたいと思っております。

まず1点ですが、この議案の中身というのは、大まかに言うと、国民健康保険の制度が大きく平成30年度から変わって、都道府県単位化にするということになりまして、その状況の中で従来の名称や規定を改めていくという理解の内容だと思っておりますが、そうした状況なのか、市の認識を伺いたいと思っております。

○山崎祐一委員長 城所保険医療課長。

○城所克己保険医療課長 浅尾委員の言われるとおりでありまして、広域化がありまして、平成30年度以降、都道府県と市町村それぞれに国民健康保険運営協議会を設置するという

国民健康保険法の改正がありました。

協議する内容としては、都道府県につきましては国民健康保険事業費納付金の徴収とか、国民健康保険の運営方針の策定等を都道府県で行って、市町村につきましては、保険給付、それから保険料の賦課徴収、その他の市町村の処理する事務について審議するというところで、それぞれに協議会を設けるということでもあります。

○山崎祐一委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 わかりました。

今、市がやるのは保険徴収だとか、協議会等々運営にかかわっていくという話もあったんですが、そうした中で、市が行うという国民健康保険という規定が、市が行う健康保険の事務と改められていたりだとか、また国民健康保険運営協議会が新都市の国民健康保険協議会という名称が変更されていると思うんですが、その実態だとか、あとはどのような組織上、事務上の変化があるのかどうかというのを伺いたいのと、また県化になることで愛知県と新都市の関係というのは、具体的にどのようなものになっていくのか、簡単でもいいですが伺いたいと思います。

○山崎祐一委員長 城所保険医療課長。

○城所克己保険医療課長 市町村の事務については、今までと変わらずに事務員との身近な関係の中で資格の管理とか給付とか、今まで全て行ってきたものはそのまま引き継ぐということになります。

それで、協議会の名称へ新都市というのはつけたというところなんですけど、今までは国民健康保険法の中で市町村に国民健康保険運営協議会をおくという法律になっておりましたけども、そちらが協議する場について、県と市町村にそれぞれ設けるということになったので、運営協議会という名称自体が法律上なくなりましたので、市としては新都市国民健康保険運営協議会という名称として名称を変えたという形になります。

あと、県との関係ですけれども、先ほど県の運営協議会で事業費納付金の徴収という話をさせてもらったんですけど、財政的に言うと、県が事業費納付金を市町村から徴収するために、県全体の医療費の見込みを立てて、市町村ごとの事業費納付金を立てます。そこから、市町村ごとの税率を決めることになるんですけども、市としてはそれを参考にして税率を定めるという形になります。

その決定する中では、市町村ごとに判断することになりますので、県が定めたものをそのまま使うということではなくて、次の議案にもあるんですけども、基金であったり、そういうものを運用していくということになります。

○山崎祐一委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○山崎祐一委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 それでは、議題になっております第13号議案の新都市国民健康保険条例の一部改正について、反対の立場で討論をさせていただきます。

日本共産党の浅尾洋平です。

この第13号議案は、大きく言いまして政府が進める国民健康保険制度の都道府県化による改正であります。この議案の前提であります国保の県単位化というのはどういうことでしょうか。

今、質疑でもありましたが、この第13号議案の質疑では、新しい制度のもとでも市町村が国保料、国保税を決めたり、徴収したりする点では実務上大きな変更はないということがわかりました。

また、大きく変わっていくのは、都道府県で国保財政を一括して管理をして、全体を見

て計算をし、市町村に納付金を定めていったり、仕組みを通して、改変がされていくということだと思っております。

本市は、愛知県に今後は保険税を全額納付していくということになると思いますが、やはりそこでも、滞納者や滞納世帯への取り立ては厳しくなるかもしれません。

また、組織上は、愛知県が国保の財政責任を今後担っていくという意味合いが強いため、自治体の上部に位置するというイメージでもあります。

今後の本市の場合は、今年度は下がっていくことがわかり、大変よかった半面、しかし今後の医療サービスが担保されていくのか、また今後の社会情勢的に少子高齢化率がピークを迎えることになって上がっていくのではないかという不安も市民からも出されております。

よって、私は国保の県単位化に反対する立場から、本条例に反対をいたしたいと思えます。

以上です。

○山崎祐一委員長 ほかに討論はありませんか。

齊藤委員。

○齊藤竜也委員 それでは、私はこの第13号議案 新城市国民健康保険条例の一部改正について、賛成の立場から討論いたします。

今回の改正は、国民健康法の一部改正から、さっき浅尾議員も言われたように、国政のそもそもの、もとの改正の部分からきたということですが、県化になるということで、事務局に関する従来と変わらない審議を行っていきながら、新城市の方向性を決めるということをお認められていますので、そのまま賛成とさせていただきたいと思えます。

以上です。

○山崎祐一委員長 ほかに討論はありませんか。

[発言する者なし]

○山崎祐一委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第13号議案を採決します。

賛否両論ありますので、起立により採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに賛成の委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○山崎祐一委員長 起立多数と認めます。

よって、第13号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第14号議案 新城市国民健康保険条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 それでは、第14号議案の新城市国民健康保険条例の一部改正について、質疑をさせていただきたいと思えます。

第1点目なのですが、この内容の中で適用することで全体的に国民保険税が減っているということで、加入している市民にとっては大変よいことだと私自身も考えているのですが、この平成30年度から始まっていきます国民健康保険制度の都道府県化の目的というのは、やっぱり保険料とか保険税の一本化、あと均一化というのを目指しているという以上、今後この新城市の保険税の額が、今は下がっていますが、どうなっていくのかわからないと私自身は考えております。

今回、このような下がったという健康保険税の額となった理由や、市の状況をわかったら伺いたいと思えます。

○山崎祐一委員長 城所保険医療課長。

○城所克己保険医療課長 今回の下がった理由であります、主なものが制度改正による影響で必要賦課総額が減少になったということとあります。

具体的に申しますと、県が国庫事業費納付金、あるいは市町村標準保険料率というもの

を算定していくわけですが、その中に年齢調整後の医療費水準、それと所得水準、そういうものを反映して、事業費納付金、標準保険料率を算定してくるわけですが、県内のほうで新城市の年齢調整後の医療費水準が県内で49番目、それから所得水準につきましては47番目という状況がありますので、結果的に納付金、標準税率というものが下がってきたということが主な要因です。

○山崎祐一委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 ありがとうございます。

県の制度改正によって下がってきたというような答弁だったと思います。

そこで、またお聞きしたいんですけど、この国保のこうした形で都道府県化に関しまして、国の算定方法のガイドラインを読みますと、全体的になりますと、都会と過疎地域ということでやっぱり差があるということであるし、またそういった都会と過疎地域などでの医療サービスですね、この水準がお医者さんが多いところと少ないところということで、格差があるとも指摘しております。

こういった形で、医療サービスに合わない保険料の負担とならないような配慮が求められているという形で、この国のガイドラインにも書かれておりますが、本市の場合、今後のことにもなってしまうんですが、医療サービスに見合った保険料の額、これらが担保されていくのか、また今後県の均等化、均一化の目的で計算条項等も上がっていくのかどうかというのが市民から見ても非常に声がありますので、そういった状況、もしわかれば伺いたいと思います。

○山崎祐一委員長 城所保険医療課長。

○城所克己保険医療課長 昨年12月に、愛知県が国民健康保険の運営に関する統一的な運営方針ということで、愛知県国民健康保険運営方針というのを昨年12月策定しました。その中で、委員がおっしゃられるとおり、ガイドラインにおいては将来的には保険料水準の

統一を目指すということでありまして、県も将来的には保険料水準については統一することが望ましいというのが、その運営方針の中に載っております。

しかしながら、現状においては、地域ごとに医療資源の配置状況が異なることから、医療サービスの水準には地域格差が生じており、また独自の保険料軽減策が講じられていることなどにより、県内市町村の保険料水準に差が生じておるということで、平準化に向けては、先ほど言われた医療サービスの均一化、医療費の適正化などの取り組みを進めていくけども、県としては当分の間は現在の医療費水準を反映する設定をすると運営方針で定めておりますので、現時点ではその保険料水準の統一に向けた動きとか、具体的な調整については行われていないというのが現状であります。

○山崎祐一委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 わかりました。ありがとうございます。

今のところは、県としては格差というか、地域差あるけれども、独自の減税の市町村の動きでされているということもあって、当分はこのまま現状どおりいくというような答弁だったと思うんですが、ありがとうございます。

ここでまた1点お聞きしたいんですが、このガイドラインの10ページのところに、国民健康保険税のことで、1つ広域連合のことで、広域連合でもこの統一した保険料にしたいという要望とか、希望があれば、可能なシステムにしたいとも書かれてはおりますが、この点について新城市としては、国保の事業、広域連合化、こういった議題も検討しているのかどうか、わかれば伺いたいと思います。

○山崎祐一委員長 城所保険医療課長。

○城所克己保険医療課長 現時点で、検討はしておりません。

○山崎祐一委員長 ほかに質疑はありません

か。

〔発言する者なし〕

○山崎祐一委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。討論はありますか。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 それでは、議題になっております第14号議案の新城市国民健康保険税条例の一部改正について、反対の立場で討論をさせていただきたいと思います。

日本共産党の浅尾洋平です。

この第14号議案は、第13号議案と同じく、政府が進めております国民健康保険制度の都道府県化による改正であります。この議案の前提でもありました国保の県単位化、この目的は、やはりふえ続ける医療費の適正化に向けた取り組み、また保険料、保険税の収納対策等を一層推進していくという内容だと思っています。

国会の議論の中で、2017年5月に、日本共産党の梅村さえこ衆議院議員は、衆議院総務委員会で「市町村が運営する国民健康保険の財政運営が都道府県に移管することになれば、保険料、保険税の大幅値上げにつながる危険性があるとして、市民、住民の命と健康にかかわる問題だ」と正しました。当時、新制度への移管後、国保税の金額について、梅村議員が住んでおります埼玉県の実算では、年約13万円から17万円へと2倍に引き上がる市町村も出ていると、データを示しております。

今回、第14号議案の質疑の中でも、本市の場合は保険税が下がるということがわかり、その点では、私はよかったと評価しておりますが、しかし、今後愛知県は、県内の自治体の保険料、保険税を一律化、統一化していかなければならない以上、保険税の値上げとともに、医療サービスの格差の問題が深刻化すると考えております。

本市のように、人口減少、少子高齢化に歯

どめがかからなければ、県下同じ保険税を払いながら、新城市内の医療サービスは低下するという事にならないか心配であります。

日本経済新聞の2月17日の報道では、東京都内の標準保険料は全市区長村でふえる試算でありまして、1人当たり年平均14万8,916円、最大で6割上がる自治体もあるとのことでもあります。もし、こういったことが広がっていけば、国保の空洞化はさらに進み、制度自体の崩壊も招くかもしれません。

厚生労働省は、算定ガイドラインでこのような激変状態を避けるため、柔軟な保険税の設定、幅を認めております。本条例にもよる引き下げは一時的な激変緩和になっているのかもしれない。

よって、私はこういった国保の単一化によります問題等々ある中では進められないという立場から、一定反対をすることといたします。

以上の論点で反対をさせていただきたいと思います。

以上です。

○山崎祐一委員長 ほかに討論はありませんか。

齊藤委員。

○齊藤竜也委員 それでは、私はこの第14号議案につきまして、賛成の立場から討論いたします。

今回のこの条例改正に関しては、先ほど申し上げたように、政府が進められている国民健康保険の県下財政運営の移行のための改正であります。これまで市町村単位で運営してきた国民健康保険制度に関して、市町村間の負担格差や、財政運営の不安定さ等の問題を抱えておりましたが、財政運営の仕組に都道府県が加わることで、そのような状況を改善するところもございまして、また加えて、保険給付や保険事業など住民に身近な事業は引き続き市町村が行います。

また、愛知県が示した標準保険料率などを参考にして保険税率の決定などをして運営を

していくことから、そこまでがちがちに縛られるという印象ではありません。

この改正では、新たな制度のもと、これまでに造成された国民健康保険の事業基金も活用します。県の示した標準保険料率よりも大きな税負担軽減を実現しております。

新城市の国民健康保険の被保険者の負担軽減に寄与する改正であるということをポイントに、賛成討論とさせていただきます。よろしくをお願いします。

○山崎祐一委員長 ほかに討論はありませんか。

[発言する者なし]

○山崎祐一委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第14号議案を採決します。

賛否両論ありますので、起立により採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに賛成の委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○山崎祐一委員長 起立多数と認めます。

よって、第14号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第15号議案 新城市保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○山崎祐一委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

[発言する者なし]

○山崎祐一委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第15号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○山崎祐一委員長 異議なしと認めます。

よって第15号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第16号議案 新城市支給認定子どもの教育及び保育に係る利用者負担額に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 それでは、議題になっております第16号議案の質疑をさせていただきますが、この議案は主に本市の保育料を無償化するというものだと思いますが、この無償化をしようというような、本市の思い切った条例を提出するに至った主な理由を伺いたいと思います。

○山崎祐一委員長 川窪こども未来課長。

○川窪正典こども未来課長 こちらですが、3歳以上児の平日の基本保育料の無償化ということでございますが、もともと子供さん自身の面から見ますと、3歳以上になりますと子供自体、それまでは安心できる大人との1対1の関係、それからだんだん成長していきまして、子供同士で集団をつくってその中で学んでいく環境をつくっていくというのがちょうど3歳ぐらいの時期からになります。

そうしたお子さんたちが、安心して家庭の経済状況等に左右されることなく、園に通って、成長をしていていただける環境をつくりたいということがまず1つ目の目的でございます。

そのほかの目的としましては、やはり最近の子育て世代の可処分所得の減少等ございます。そうした中で、それが少子化の大きな原因の1つにもなっていると思いますので、そうしたところも、こうした政策を設けることで少子化対策にも寄与できるのではないかとということで、今回の提案議案に至っております。

○山崎祐一委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 わかりました。

そういう中で、もともとこの新城市は、愛知県下で保育料が一番安いと言われてまして、また今回は無償化に踏み切ったという状況があると思いますが、その中で、市民の方々の一部の声を聞きますと、無償化に踏み切るよりも保育士さんの給料を上げてほしいとか、保育の質を上げてほしいとか、そういった御意見も聞いたりするんですが、そういった中の全体的に総合考えて、今回無償化に踏み切ったということなんですが、そういった御意見に対してはどのような認識を、市としてはされているのか、あれば教えていただきたいと思います。

○山崎祐一委員長 川窪子ども未来課長。

○川窪正典子ども未来課長 まず、保育士の処遇の関係でございますが、そちらにつきましては、新城市立の全てこども園でございます。民間の保育所等とは、ちまたで言われております民間の保育所の処遇だと思いますと、ずっといい状況になっておりますので、そちらの心配はないのかなと考えております。

また、保育の質の分でございますが、これにつきましても、現在でも日々研修等しながら保育の質は下げることなく、無償化によって下がるようなことが絶対ないようにということは、これまでも、前回の平成24年のときの条例を一度上げさせていただいたときがございますが、そのときからずっと引き続き計画的に保育の質を上げることには努めておりますので、そうしたことはないと認識しております。

○山崎祐一委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 わかりました。

あと1点聞きたいんですが、こういった形で可処分所得をふやすということは、大変いいと思いますし、子育て世帯の若い世帯を支援していくということは、本当にとってもいいことだと思うんですが、こういったことに

は財源の問題として大事な部分もありますが、この財源として、予算としては裏づけとか、こういったところから出てくるのか。つまり、安定財源でこれが後押しできる議案なのかどうかというのを、わかったら教えていただきたいと思います。

○山崎祐一委員長 川窪子ども未来課長。

○川窪正典子ども未来課長 財源等でございますが、これまで平日の基本保育料の無償化に向けて、さまざまな取り組みをしてきております。平成25年度以降ですが、保育所費をはじめとした児童福祉費全般の見直しを行ってきております。

少子化に伴う園の再配置などにも取り組みまして、財源確保については努めてきたところでございます。

また、国によるひとり親世帯や多子世帯、それから障害だとか、そうしたお子さんを持たれている御家庭を対象に、生活困窮なども含めですが、段階的に幼児教育の無償化など国が進めてきておりますので、おおむね他の事業に影響を及ぼすことなく実施できる見込みとなったというところでございます。

それと、平成31年の10月に予定をしております消費税、こちらの増税後の社会保障のあり方、こちらのほうもしっかり注視していきながらそれ以上の財源確保に努めていきたいと考えているところでございます。

○山崎祐一委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○山崎祐一委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

[発言する者なし]

○山崎祐一委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第16号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異

議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎祐一委員長 異議なしと認めます。

よって第16号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第17号議案 新城市公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 それでは、第17号議案の質疑をさせていただきたいと思います。

この議案の大きな内容というのは、東栄病院が町営になるということに伴う内容だと思うんですが、その中に今現在しております、条例の中にもありますが、医療法人財団のせせらぎ会というものを削除するというものだと思います。

この中で、この条例には医師も含む職員の派遣でもありますが、新城市民病院またほかの病院から東栄病院に派遣されて、今現在いて、サポートなり、東栄病院を維持していくという形で御尽力いただいていると思うんですが、今後こういった規定が変わっていくことで、今、派遣されているお医者さんだとか、そういった条件というか、今後変わっていくのか変わっていかないのか、どうなるのかということに心配になりまして質疑させていただきます。

○山崎祐一委員長 服部総務企画課長。

○服部充伯総務企画課長 この派遣に係る条例ですけれども、もともとは東栄病院は公設公営で行ってきたわけですけれども、平成19年ごろだったと思いますが、公設民営になった時点からこの条例に加えておるわけですけれども、条例に加える前からこういった派遣も行っておりますし、公設民営後もこうやって派遣を行っております。この3月でせせらぎ会が解散して公設公営に戻るわけですけ

れども、この4月以降もこれまでどおり、同じように派遣は行っていく予定でありますので、何ら変更するものではないと認識しております。

○山崎祐一委員長 ほかに質疑はありますか。

〔発言する者なし〕

○山崎祐一委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔発言する者なし〕

○山崎祐一委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第17号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎祐一委員長 異議なしと認めます。

よって第17号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は、全て終了しました。

なお、委員会の審査報告及び委員長報告の作成については、委員長に御一任願いたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎祐一委員長 異議なしと認め、そのように決定しました。

これもちまして、厚生文教委員会を閉会します。

閉 会 午後2時41分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

厚生文教委員会委員長 中西宏彰